

【 画像診断 】**6 2 5 ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影の算定について**

《令和 7 年 7 月 3 1 日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対する E 101- 2 ポジトロン断層撮影又は E 101- 3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影の算定は、原則として認められる。
 - (1) 多発性骨髄腫
 - (2) 原発不明癌
 - (3) 悪性腫瘍（早期胃癌を除く。）の術後
- ② 悪性腫瘍の疑いに対する E 101- 2 ポジトロン断層撮影又は E 101- 3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

18F D G を用いたポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影については、厚生労働省通知※において、悪性腫瘍（早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む。）の算定要件は病期診断若しくは転移・再発の診断を目的とし、「他の検査又は画像診断により病期診断又は転移若しくは再発の診断が確定できない患者に使用する」とされ、その場合に限り算定できる旨示されている。

多発性骨髄腫は、血液細胞の一種である形質細胞が腫瘍化したものであり、上記画像診断は、骨病変の診断、病期の評価、化学療法の評価等に有用と考えられる。F D G - P E T は、日本血液学会の「造血器腫瘍診療ガイドライン 2024 年版」においても、治療開始前のベースライン評価として勧められる検査項目の一つに挙げられている。

原発不明癌は、十分な検索にもかかわらず原発巣が不明で組織学的に転移巣と判明している悪性腫瘍である。日本臨床腫瘍学会の「原発不明がん診療ガイドライン改訂第 2 版」においても、P E T に関して「頭頸部原発不明がん、あるいは単一転移病変と考えられた症例では有用である。それ以外では C T などで原発が検出できないときに有用である」と推奨されている。

また、上記画像診断は、悪性腫瘍（早期胃癌を除く。）の術後においても、転移・再発の診断に用いられている。

以上のことから、多発性骨髄腫、原発不明癌、悪性腫瘍（早期胃癌を除く。）の術後に対する上記画像診断の算定は、原則として認められると判断した。ただし、厚生労働省通知※「他の検査又は画像診断により病期診断又は転移若し

くは再発の診断が確定できない患者に使用する場合に限り算定する」と示されていることに留意すること。

なお、悪性腫瘍の疑いでは、病期診断若しくは転移・再発の診断を目的とする等の厚生労働省通知[※]の算定要件に合致しないことから、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について